

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることになる。

一方、前政権下において、平成21年度補正予算が可決成立しているが、総額で14兆円を超える補正予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の地方自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところである。

しかし、新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、すでに関係事業を執行し、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念される。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くことは避けられない。

よって、政府においては、政策の見直し、税制の改革及び制度の変更を行うに当たっては、平成21年度補正予算に基づき地方自治体が進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）11月5日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）自由民主党、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
所属議員全員